

平成26年度 精神医療審査会委員等研修事業
業務内容詳細

1 目的

平成25年6月の精神保健福祉法の改正により、精神障害者の地域生活への移行を促進するため、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直しが行われ、退院等の請求についても入院者本人とともに家族等が規定されたことで、退院請求等の申請件数の増加が見込まれ、退院請求等の審査処理を行う精神医療審査会の機能強化を図る必要がある。

このため、法改正内容及び精神医療審査会運営マニュアルの内容周知等を図ることを目的として、審査会委員及び精神保健指定医等に対する研修を実施する。

2 業務内容

(1) 研修会プログラムの企画等

ア 受講対象者

下記のいずれかの条件を満たす者とする。

- ・現に精神医療審査会の委員として任命を受けている者
(精神保健指定医、法律に関し学識経験を有する者)
- ・精神医療審査会の委員となる予定の者
(精神保健指定医、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者、法律に関し学識経験を有する者)

イ 研修期間

平成27年2月～平成27年3月

ウ 研修プログラム

研修は、次の表に示す内容を含めること。

研修時間については、3時間程度とすること。

内容	備考
① 精神保健福祉法の主な改正点	※研修方法には、演習、実地研修など講義以外の実践的な学習方法が含まれること。
② 精神医療審査会の運営マニュアルの改正について	

エ 研修テキストの作成

- ・仕様：厚生労働省が作成した原稿をもとに印刷製本（簡易製本可）されたものであること。また、様式は文章（Word 形式）又はスライド（PowerPoint 形式）のいずれも可とする。
- ・研修会テキストの印刷部数は、当該年度の研修に必要な部数とし、研修会開催までに作成すること。

(3) 研修会の広報

- ・広報先：精神保健福祉センター、行政機関（精神医療審査会委員の任命等に従事する部署）
- ・方法：郵送及びメール配布並びにホームページ掲載

(4) 研修会の受講受付及び開催

ア 研修会の受講受付

- ・受付方法：郵送、FAX、メール等の複数手段による申し込みを可能とすること。
 - ・受講案内：申し込み者に対しては郵送による受講案内を行うこと。
- ※受講申し込み等に関する電話による問い合わせの対応を確保すること。

イ 研修会の開催

- ・開催時期：交付基準額等の決定通知がなされた日から平成27年3月31日までの期間において開催すること。
- ・開催場所：参加者の利便性を考慮し、全国1又は2箇所で実施すること。
- ・開催回数：各箇所につき1回とする。
- ・受講定員：研修全体として140名程度（2箇所で実施する場合は、1箇所あたり70名程度とする。）

※研修会講師については、精神医療審査会に関する研究や現場での実践指導の豊富な経験を有する者に依頼すること。（2～3名程度）

(5) アンケートの実施・分析及び報告書の作成

ア アンケートの実施・分析

- ・研修会最終日及び研修受講後に受講者が所属機関に戻ってからの実践状況についてアンケートを実施し、研修の効果について集計分析を行うこと。

イ 報告書の作成

- ・すべての研修会終了後に、研修会受講者数等を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課に報告すること。
- 仕様：日時・場所、講師、研修内容、受講者数等が記載されること。

部数：紙媒体 1 部、電子媒体（形式 CD-R 又は DVD-R）1 枚

3 実施条件

- (1) 実施団体は、本業務の実施に当たり、本文書に定める事項を確実に行うものとする。
- (2) 実施団体は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、事前に厚生労働省の承認を得ること。なお、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 実施団体は、本業務の実施に当たり速やかに責任者を選任し、厚生労働省に届け出るものとする。なお、責任者には、本業務を実施するために必要な能力・経験を有する自社の者を選任するものとする。
- (4) 実施団体は、不測の事態により定められた期日までに業務を終了することが困難となった場合には、遅滞なくその旨を発注者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、実施団体は、事業が困難となった事情を速やかに解決し、事業の遅れを回復するように努めなければならない。
- (5) 実施団体は、業務の過程において厚生労働省から指示された事案については、迅速かつ的確に対処し、実施するものとする。
- (6) 実施団体は、定期的に厚生労働省と打ち合わせを行い、業務の進捗や作業の内容を具体的に報告し、厚生労働省の了解を得ること。
- (7) 本事業の実施において、関係者等に対し、自社の宣伝又は営業目的と思われるような行為等を禁止する。
- (8) 実施団体は、本業務に関して厚生労働省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (9) 本文書に記載のない事項等については、厚生労働省と協議の上決定すること。

4 著作権等

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）は、すべて厚生労働省に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを実施団体において行うものとする。
- (3) 政府が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについては厚生労働省が提供する。

- (4) 本文書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら厚生労働省の責任に帰す場合を除き、実施団体は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

5 機密の保持

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 実施団体の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて実施団体が負担すること。
- (3) この項目について実施団体は、事業実施期間の終了後においても同様とする。